

(表)

様式第1号(第4条関係)

## 本人通知登録申請書

申請先 大阪府泉南郡熊取町長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

申請者の区分 1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人 \_\_\_\_\_

以下のとおり、裏面の内容に同意のうえ、登録を申請します。

※太枠内を記入してください。

申請年月日	年 月 日 ※郵送申請の場合は到達日より未記入		
登録者氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所	〒 _____		
本籍地 戸籍等申請のみ記載	熊取町	筆頭者	
連絡先			

※代理人による申出の場合は、以下も記入してください。

代理人氏名			
代理人の 生年月日	年 月 日	代理人の性別	男・女
代理人の住所	〒 _____		
連絡先			

住民課事務処理欄

受付	登録	本人確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )	
.	.			

(裏)

## 本人通知制度について

1. この制度は、熊取町において事前に登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る戸籍謄抄本（除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本を含む。）又は戸籍記載事項証明書（除籍記載事項証明書を含む。）、住民票の写し（除票を含む。）又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票（除籍の附票を含む。）（以下「住民票等」という。）を、第三者（自己等※（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明します。  
（注）自己等・・・（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属  
（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
2. 第三者に事前登録者に係る住民票等を交付したときは、速やかに事前登録者又は法定代理人に本人通知書を送付します。
3. 第三者への住民票等を交付した事実の証明が必要な場合は、本人通知書と併せて同封する交付申請書に必要事項を記載のうえ、本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等本人の写真が貼付されたもの）等を添えて、熊取町住民課の窓口までお越しください。
4. 証明書は、事前登録者に係る住民票等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の戸籍、住民票等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
5. 証明書の発行に当たり、手数料として300円が必要です。
6. 代理人による登録及び証明書の交付申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 法定代理人による申請の場合
  - (2) 登録希望者が疾病等により自ら申請することができない場合
7. 郵送による登録及び証明書の交付申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 登録希望者が疾病等により窓口申請することができない場合
  - (2) 他市町村に居住している場合
8. 郵送により証明書の交付申請をするときは、交付申請書と本人であることを明らかにする書類等の写しにあわせ、手数料分の定額小為替証書と返信用封筒（あて名を記載し、送料の切手を貼付したもの）を同封してください。
9. 証明書の記載内容は、交付した日、交付した住民票等の種別、交付枚数、請求者の種別、当該第三者が自己の代理人である場合はその住所及び氏名です。
10. 転出、転居、転籍等により、登録内容に変更が生じた場合は、届出をしてください。届出がない場合は、登録を取り消す場合もありますので、ご注意ください。  
なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を取り消します。
11. 転出、転籍先の市町村でも登録を希望する場合は、その先で新たに登録手続きを行ってください。  
なお、本人通知制度を実施していない市町村では、手続きを行うことができませんので、あらかじめご承知ください。

本人通知の登録申請にあたり、以上の内容について、同意します。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_